

第 4 4 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 33 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀岡市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
要綱

- 1 放課後児童支援員の基礎資格のうち、学校教育法に規定する大学で社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者として、当該学科等に係る専門職大学の前期課程を修了した者を加えること。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。